

給与支払報告書

特 別 徴 収

に係る給与所得者異動届出書

※印の欄は市役所の処理欄ですので記入しないでください。

[illegible]

◎休業・休職からの復帰後、特別徴収を希望する場合は「特別徴収への切替届出書」が必要です。

A.一括徴収に関する事項

一括徴収の理由（下記を選択し、本人の申出の際は、異動者印押印のこと）	異動者印	給与または退職手当などの支払予定日	一括徴収予定額 【上記(ウ)の額】	一括徴収した税額は 月分（ 月 日納期限分）で納入します。
1. 異動が12月31日以前で、本人から申出があったため 2. 異動が1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため				
注意事項		年 月 日	円	
◎給与の支払いを受けなくなった後の月割額（未徴収額）について一括徴収する場合は、必ず記入してください。 ◎1月1日から4月30日までの退職者については、残税額の一括徴収が義務付けられています。 （地方税法第321条の5第2項）				

B. 転勤(転職)による特別徴収届出書

新しい勤務先	所在地	(〒 -)	指 定 番 号												新 規	※佐世保市記入欄		
					★新規事業所の場合は○をしてください。↑										新年度	確認・入力	精 査	
	フリガナ		納 入 書	要 ・ 不要														
	名 称		法 人 番 号													1.普徴へ切替え 2. _____へ転勤 3.処理なし 4.課税権なし(年 月 日転確) 5.その他()		
	月割額_____円を____月分(月 日納期分)から徴収するよう連絡済です。		担当者氏名 電話番号	氏名											電話番号			

◎特別徴収額の変更通知書については、届出書を受理した月の翌月初めに送付します。通知書を確認のうえ、特別徴収税額を変更してください。

◎納付金額に変更があった場合は、税額の通知のみで納入書は送付しておりません。変更前の納入書の金額を訂正し納入してください。